

大通達甲（警務）第6号
大通達甲（生企）第11号
大通達甲（刑企）第12号
大通達甲（交企）第4号
大通達甲（備企）第3号
令和4年7月6日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長
生活安全部長
刑事部長
交通部長
警備部長

外国人等との共生社会の実現へ向けた取組について（通達）

近年、全国の訪日外国人数は増加傾向にあり、令和元年に約3,188万人と過去最高を記録し、その後、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための水際対策により、大きく減少したものの、同感染症が収束した後は、再び増加することが見込まれる。また、我が国に中長期的に滞在する在留外国人数は、令和2年末には約289万人となっており、中でも本県における人口10万人当たりの外国人留学生数は全国3番目で推移するなど、新型コロナウイルス感染症の世界的流行下にあっても、本県に滞在する外国人の更なる増加が今後も見込まれる。

このような情勢を踏まえ、政府としては、感染症収束後を見据えた訪日外国人旅行者の受入環境の整備に係る取組や外国人材の受入れ及び共生のための取組を推進していく方針であるところ、県警察としても、これら訪日・在留外国人を含む、日本語を母国語としない外国人等が「日本一安全な大分県」を目指す本県の良好な治安を体感できるような環境を整備する取組をより一層推進する必要性が生じている。そこで、外国人等とのコミュニケーションの円滑化、我が国の警察に係る制度、手続等の分かりやすさの確保及び警察活動に係る基盤の整備に関する施策を下記のとおり定めたので、各部門間の連携を図るとともに、先制的かつ実効ある対策を積極的に推進されたい。

なお、「訪日外国人等の急増への対応について」（平成28年10月27日付け大通達甲（警務）第8号、（生企）第20号、（刑企）第17号、（交企）第7号、（備一）第8号）は、廃止する。

記

1 外国人等とのコミュニケーションの円滑化

外国人等からの急訴、各種届出等にも対応できるよう、事案に応じて、日本語を母国語

としない者にも分かりやすい「やさしい日本語」（外国人等にも分かるように配慮した簡単な日本語をいう。以下同じ。）を使用することを含めた、多言語での対応を図ること。特にコミュニケーション支援のための資料及び資機材の一層の整備及び活用のほか、これらを使用した訓練及び教養の実施等により、事案への迅速な対処に努めること。

なお、外国人等とのコミュニケーションに際しては、職員一人一人が外国人等の人権を尊重し、その対応に疑念を抱かれるようなことがないよう、日頃から各種訓練及び教養を徹底すること。

(1) コミュニケーション支援のための資料及び資機材の活用

外国人等からの急訴、各種届出等への対応のため、イラストを用いた資料、基本的会話集等を活用するほか、多言語翻訳機能を搭載した高度警察情報通信基盤システムのデータ端末（以下「PⅢ端末」という。）を始めとしたICT（情報通信技術）機器等を整備し、これらを積極的に活用するよう努めること。

(2) 多言語コールセンターの活用

通訳体制を補完する仕組みとして、多言語コールセンターの活用を検討すること。

(3) 110番通報受理時における三者間通訳の強化

外国人等からの110番通報を受理した際は、部内通訳者及び民間通訳者に加え、前記(2)の多言語コールセンターを活用するなど、通報受理体制のより一層の強化を図ること。

(4) 通訳センター等の機能及び相互連携の強化

ア 刑事部刑事企画課通訳センター（以下「通訳センター」という。）において、昼夜を問わず迅速かつ適切に通訳者の選任、手配等の運用を行うことができる体制を整備すること。また、通訳センターは、事案を担当する所属と、部内通訳者が配置されている所属との連携を促進し、通訳者の運用が円滑に行われるよう努めること。

イ 管轄区域を超えた通訳者の運用に係る相互連携が円滑に行われるよう、通訳センターと他の都道府県警察の通訳者の運用を担当する所属との間で連絡方法等をあらかじめ取り決めておくなど、実効ある協力体制を構築すること。

(5) 外国語対応可能職員の配置

有名な観光地、繁華街・歓楽街その他の外国人等コミュニティ等を管轄するなど、外国人等に係る対応の機会が多い警察署、交番等において、外国人等からの急訴、各種届出等に対応できるよう、外国語による対応が可能な職員を配置するなど体制の整備に努めること。

(6) 現場対応等に係る訓練の実施

外国人等に係る事案への対応力を高めるため、コミュニケーション支援資料、PⅢ端末を始めとしたICT機器等の資機材、三者間通訳の活用等、外国人等に係る現場対応を想定した訓練を実施すること。

2 制度、手続等の分かりやすさの確保

外国人等が各種手続等を円滑に行い、また、防犯・防災情報を始めとした必要な情報を容易に入手することができるよう、事案に応じて、「やさしい日本語」の使用を含む多言

語対応を図り、効果的な情報伝達に努めること。

(1) 各種手続に係る多言語対応

各種届出関係書類及び外国人対応マニュアルを多言語化するなど、一層の整備を図ること。

(2) 運転免許学科試験に係る多言語対応等

運転免許に係る各種試験、講習等において、更なる多言語化を含む一層の整備を図ること。また、外国免許切替え時の確認の簡素化に関し、外国等の要望を踏まえつつ、その対応について検討すること。

(3) 刑事手続等の理解に資する情報の提供

ア 刑事訴訟手続、公的弁護制度、交通反則通告制度等に関する教示を円滑に行うため、外国語版の説明資料の多言語化を含む一層の整備及び活用を図ること。

イ 外国語版「被害者の手引」について、必要に応じて、その内容の充実及び見直しを図るとともに、確実な提供に努めること。

(4) 防犯・防災、警察制度・活動等に係る情報の提供

ア 防犯・防災等に資する情報の多言語による提供を推進すること。この場合においては、外国人等が本県で生活するために必要な基礎的情報(防犯・交通安全情報を含む。)を掲載したガイドブック等の活用にも留意すること。

また、大規模災害の発生時等においては、状況に応じて、多言語による避難広報の実施に努めること。この場合においては、外国人等の迅速な避難に資するよう、「やさしい日本語」を使用した避難広報を積極的に検討すること。

イ 大規模雑踏警備の現場においては、状況に応じて、外国語の表示が可能な電子表示板の活用等により、事故防止、交通規制等に関する情報発信の多言語化に努めること。

ウ 外国人等が我が国の警察制度・活動を正しく理解できるよう、県警察のホームページへの多言語による情報掲載を推進すること。

エ 前記アからウまでに規定する情報へのアクセシビリティの向上に向け、NPO等他機関との連携を視野に入れつつ、SNS等を含む多様なメディアを通じた効果的な情報発信を行うことを検討すること。

(5) 警察の施設、車両及び被服、道路標識等への多言語表示

警察署等の案内表示や車両、被服等への多言語による表示及び併記を進めること。また、必要に応じて、外国人運転者にも分かりやすい道路標識に更新するなど、外国人等に配慮した交通環境の整備を推進すること。

3 基盤の整備

通訳人材の確保及び能力向上のほか、文化及び宗教、外国人等に係る各種制度等に係る理解の促進、関係機関・団体との連携強化等に努めること等を通じて、県内における外国人等に対応するための基盤整備を継続的に図ること。

(1) 通訳人材の確保及び能力向上

ア 言語別の通訳需要を的確に把握の上、通訳需要の高い言語の通訳体制の整備を進め

ること。具体的には、適任者を選考して国際警察センターに入所させるよう努めるほか、必要に応じて、独自の部内通訳者育成プログラムの実施、民間通訳者の登録の拡大等による通訳人材の確保に努めること。また、部内通訳者として指定された職員に対しては、その計画的な育成及び功績に応じた処遇を図ること。

イ 通訳者の語学能力を的確に把握した上で、再研修や民間委託語学研修の実施、通訳需要の多い都道府県警察への研修目的による出向・派遣の機会の付与等、その能力の維持向上のための教養の充実に努めること。

(2) 世界各国・地域の文化及び宗教、外国人等に係る各種制度等に係る理解の促進

様々な文化圏から本県を訪れ、滞在する外国人等との円滑な意思の疎通に資するため、各種教養の機会を通じて、世界各国・地域の文化及び宗教のほか、政府が推進する在留外国人支援の取組、各種条約等に基づく外交特権等の基本知識等に係る職員の理解を促進し、これら外国人等に係る各種事案に対して職員が適切に対応できるよう、各種指導を徹底すること。

なお、教養を行うに当たっては、ICT機器の活用による効率的な伝達に配慮するとともに、大学等他機関と連携しつつ、多言語による外国人等への対応に係る教養を盛り込むなど、効果的な実施方法を検討すること。

また、世界各国・地域の制度、文化等に触れる機会を平素から提供し得る関係機関・団体との連携にも配慮すること。

(3) 関係機関・団体や外国人等コミュニティとの連携強化

ア 外国人等に係る事案に関わる行政機関を始め、日本語学校、専門学校等外国人等が多く在籍する教育機関、国際交流協会を含むNPO、各地の観光案内所等と相互の連絡経路を確認しておくなど、平素からの協力体制を構築することにより、外国人等の要望等を的確に把握するとともに、外国人等からの相談等のうち、他の機関等が対応することがふさわしいものについては、当該機関等に迅速かつ正確に引き継ぐよう努めること。

イ 外国人等が集まる各種イベントへの参加、外国人等との合同パトロールの実施等により、外国人等の居住が多い地域における外国人等コミュニティとの連携を強化し、その要望等を把握するなどして、当該コミュニティの人々が、言語や生活習慣の相違等から生ずる犯罪やトラブルに巻き込まれる事案の未然防止等に努めること。

(警 務 課 企 画 係)

(生活安全企画課企画係)

(刑 事 企 画 課 企 画 係)

(交 通 企 画 課 企 画 係)

(警 備 企 画 課 企 画 係)